

# 令和4年度 事業計画書

## 1 基本方針

我が国の最近の社会情勢は、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活に大きな影響を及ぼし大変厳しい状況が続く中、景気については、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さがみられる。先行きについては、感染対策に万全を期し、社会経済活動を継続していく中で、「新しい資本主義」による成長と分配の好循環を実現し、各種政策の効果により景気が持ち直していくことが期待されています。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、高齢者においてもボランティア活動や外出、人付き合いが減少するとともに、特に、就労に関しては仕事をする日数や時間が減少するなどの影響がでています。

シルバー人材センターを取り巻く環境は、感染症の拡大防止と社会経済活動の両立が求められている中、会員に働く機会を提供することを通じて、生きがいの充実、健康維持や生活の安定、地域社会への貢献を目的とするシルバー人材センターの役割はさらに重要なものとなっており、同時に、会員や地域社会の多様なニーズに応じていくことが今まで以上に求められています。

シルバー人材センターの基本理念である「自主・自立、共働・共助」のもと、さらなる飛躍と発展を期すべく高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図り、活力ある地域づくりに貢献できるよう、寝屋川市や関係機関等との連携・協力を強め、会員の拡大、就業機会の拡大と適正就業、安全就業を図ってまいります。

また、会員数に応じた就業機会の確保と同時に、会員数の少ない地域に対して出張入会説明会や入会相談会を開催するなど、これまでの実績と経験を活かして諸事業を積極的に推進してまいります。

## 2 実施計画

### (1) 就業開拓提供事業

企業、家庭、官公庁等に対し、臨時的かつ短期的又は軽易な業務の就業機

会の開拓を積極的に行い、より一層会員への提供に努めます。

また、センター事業の理念に賛同し、健康で働く意欲の高い高齢者の入会促進と、特に女性高齢者の入会促進を積極的に推進し、会員拡大に努めます。

## (2) 指定管理者事業

指定管理事業として寝屋川市都市公園（11箇所）及び寝屋川市公園墓地の管理運営を実施します。

快適かつ安全に施設を利用していただくため、適正な維持・管理に努めるとともに、自主事業として、花の植栽・樹木チップ及び腐葉土づくり、花の種及び苗の無料配布等緑化の啓発・推進、工作教室等の開催、植物の実及び処分樹木の販売、テニス教室、墓参り代行サービスを実施します。

また、ツイッターなどのソーシャルメディアの活用、有料施設における物品の貸出・販売を行い、施設利用率の向上に努め、「利用しやすい施設」を目指した事業を積極的に推進します。

## (3) 普及啓発事業

ホームページでの情報提供や就業開拓及び入会促進用リーフレット等の配布や設置を行うとともに、「シルバーの日」の清掃ボランティア活動や各種イベントに積極的に参加するなど、就業等を通じて社会参加を希望する高齢者に対して、当センターの趣旨・活動の普及啓発を行い、センター事業に対する理解と協力を求め、シルバー事業の周知・啓発に努めます。

## (4) 研修・講習会事業

会員の就業機会の拡大・促進を図るため、会員及び高齢者に対して、就業等に必要な知識及び技能の取得や資質の向上を目的とした各種研修・講習会を実施します。

## (5) 相談事業

高齢者に対する就業機会の提供を促進するため、定期的な入会説明会に加え、会員が不足している地域を中心に出張入会説明会や入会相談会を開催し、会員の加入促進を図るとともに、会員及び高齢者に対し常時就業相談を行います。

## (6) 安全・適正就業推進事業

事故を未然に防止するため、安全・適正就業推進委員会を中心として、①安全運転講習会の開催②就業現場へのパトロール③発注者に対する安全管理

のための啓発④安全就業基準の周知徹底を図るとともに、自己の健康管理や就業途上の安全意識を高める啓発についての情報提供を行い、安全就業の更なる意識向上に努めます。

また、「適正就業ガイドライン」の周知徹底を図り、適正な就業の確立に努めます。

#### (7) 職業紹介事業

臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務にかかる仕事の求人を企業等から受け、希望する高年齢者に対して、就業情報を提供し、有料による就職の斡旋を行います。

#### (8) 労働者派遣事業

臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務にかかる就業の範囲で、請負・委任による就業になじまない事業については、公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会が行う労働者派遣事業による就業を提供し、派遣事業の拡大と適正就業の推進に努めます。

また、派遣労働者の同一労働・同一賃金の実現に向けた改正労働者派遣法に基づき、派遣労働者と派遣先で同種の業務に従事する労働者との間で、均等・均衡待遇への確立に努めます。